

遠賀町配食サービス利用誓約書

年 月 日

(宛先) 遠賀町長

申請者(利用者)

住所: 遠賀町

利用者氏名:

代筆者氏名:

(代筆理由:)

私は、配食サービスを利用するにあたり、下記の事項を固く守ります。

記

- 1 弁当の配達時には必ず在宅し、配達員から直接受け取ることで安否を確認してもらいます。(不在には弁当を持ち帰ってもらいます)
- 2 緊急時において配食事業者から緊急連絡先に連絡があった場合、その後の対応については緊急連絡先が適切な対応を行うこととし、町及び配食事業者に損害賠償等その他の要求は一切いたしません。
- 3 緊急連絡先に連絡がつかなかった場合、町職員、配食事業者職員、消防署職員等の関係者が私の家屋内に立ち入ることを承諾するとともに、救急搬送後等の対応を町及び配食事業者に要求いたしません。
- 4 1食当たり400円(おかずのみの場合は350円)の食材費用を支払います。(配達・安否確認費用相当分は町が負担します)
- 5 次の場合は、実費相当額(食材費用及び配達等の費用)を支払います。
 - ・利用の休止や中止の連絡をしなかった場合(当日正午までに配食事業者へ連絡)
 - ・配達時に受け取りが出来ず、配達員が弁当を持ち帰った場合(食材費用のみ)
- 6 容器等の破損、紛失については、実費を弁償します。
- 7 配食事業者に対し、滞納や迷惑行為等があった場合は、利用の停止、取り消しを受け、以降、配食サービスを利用できなくても異議はありません。
- 8 その他、利用に関する事項を守ります。守らなかった場合は、配食サービスの利用を断られても異議はありません。

※単に弁当の配達だけを目的とする利用は、町の配食サービス対象とならないので、別途、配食事業者との契約により実費での配食サービスを利用してください。

※6か月以上利用がない場合、配食サービス利用の取り消しとなります。

※配達日において、災害、交通事情、その他予期せぬ事故等の発生により、やむを得ず配達時間が変更、または配達が中止になることもあります。